

【高知県】

売買参加者の新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のための実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討等の状況

(令和7年2月現在)

| 地方卸売市場名            | 売買参加者の新規参入ルール（関係規程）                                        | 実態調査結果を踏まえた改善等の検討等の状況 |        |                                                                  |
|--------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------|--------|------------------------------------------------------------------|
|                    |                                                            | 事項                    | 状態     | 詳細                                                               |
| 幡多公設地方卸売市場         | <u>幡多公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例</u><br><u>幡多公設地方卸売市場買受人承認要領</u> | 1                     | ①調査対象外 |                                                                  |
|                    |                                                            | 2                     | ①調査対象外 |                                                                  |
|                    |                                                            | 3                     | ⑤改善検討中 | 「買参人組合に加入しなければならない」について、現在対応を検討中（強制しないよう対応予定）                    |
|                    |                                                            | 4                     | ①調査対象外 |                                                                  |
| 地方卸売市場高知県中央青果市場    | <u>地方卸売市場 高知県中央青果市場 業務規程</u>                               | 1                     | ①調査対象外 |                                                                  |
|                    |                                                            | 2                     | ①調査対象外 |                                                                  |
|                    |                                                            | 3                     | ⑤改善検討中 | 「代払制度に加入しなければならない」について、検討を行う                                     |
|                    |                                                            | 4                     | ①調査対象外 |                                                                  |
| 高知県西部地方卸売市場        | <u>高知県西部地方卸売市場 業務規程</u>                                    | 1                     | ①調査対象外 |                                                                  |
|                    |                                                            | 2                     | ⑤改善検討中 | 明文化されていないルール「当該市場の買参人組合等の承認を受けなければならない」について、市場関係者と協議し、検討を行う      |
|                    |                                                            | 3                     | ⑤改善検討中 | 明文化されていないルール「当該市場の買参人組合等に参加しなければならない」について、市場関係者と協議し、検討を行う        |
|                    |                                                            | 4                     | ①調査対象外 |                                                                  |
| 地方卸売市場株式会社宿毛中央青果市場 | <u>業務規程</u>                                                | 1                     | ①調査対象外 |                                                                  |
|                    |                                                            | 2                     | ①調査対象外 |                                                                  |
|                    |                                                            | 3                     | ①調査対象外 | 「買参人組合に参加しなければならない」という明文化されていないルールがあったが、再確認したところR6.4.1時点で廃止済であった |
|                    |                                                            | 4                     | ①調査対象外 |                                                                  |

＜事項＞

- 1 売買参加者の新規参入ルールを定めている場合、新規の取引参加者の参入を促す観点から、新規参入希望者が容易に閲覧できるよう開設者がそのホームページやその他の方法により公表することが望ましいこと。
- 2 売買参加者の新規参入の承認等について、新規の取引参加者の参入を促す観点を含め権限を有する開設者が行うよう改善を行うこと。
- 3 売買参加者の新規参入ルールについて、明文化されているか否かにかかわらず、「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」及び「申請者は、当該市場の買参人組合（代払制度）に参加しなければならない」のようなルールは、新規の取引参加者の参入を促す観点及びその承認等の判断は権限を有する開設者が行うという観点から改善を行うこと。  
なお、「申請者が、一定の業務資金を有していない場合、代払制度に参加すること」といったルールは問題ないものの設定する際は、新規の取引参加者の参入を促す観点から、明文化することが望ましいこと。  
売買参加者の新規参入の承認等を判断する際の与信審査については、取引年数等のみで判断せず、申請者の財務状況の情報等をもとに公平な審査を行うこと。
- 4 売買参加者の新規参入の承認等を判断する際の与信審査については、取引年数等のみで判断せず、申請者の財務状況の情報等をもとに公平な審査を行うこと。